

平成18年4月11日以後に開始する事業年度から2年間、1人当り5,000円以下である飲食費(社内飲食を除く)は交際費課税の範囲から除かれます!!

ただし、この規定は次の事項を記載した書類を保存している場合に限り適用されます。

(記載事項)

- ①飲食の年月日
- ②飲食等に参加した得意先、仕入先 その他事業に関係のある者等の氏名 又は名称及びその関係
- ③飲食等に参加した者の数
- 4その費用の金額並びに飲食店等の名称 及び所在地

り その他参考となるべき 事具			
領収証 <u>㈱ ◇ ◇ 商店様</u> ★ 18,900- 円	収入 印紙		
但し 飲食代として			
H.19年9月2日 上記正に領収いたしました			
岡山県倉敷市 Th 000-0	00-0000		
₩○○料理	□ ☆☆店		
	○○料理 ☆☆店		



※1人当たり支出費用が ☆消費税課税事業者 は5.250円以下

☆消費税免税事業者 は5,000円以下 になれば該当します。

※総額÷人数



交際費とは?

交際費とは、「交際費、接待費、機密費、その他の費用で、法人がその得意先、仕入先その他事業に関係の <u>ある者等</u>に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為の為に支出するものをいう」と規定されて います。つまり、人との付き合い費用、客をもてなす費用、人の心を安らかにする費用、さらには物を贈ったり その返礼のための費用のことです。「得意先その他事業に関係のある者等」には次の方たちも含まれます。 会社内部の者=株主・役員・従業員が含まれます。ですから一部の社員と飲食に行った場合、税法上交際費と

実務上よく問題になるのが、会議費と交際費の区分です。会議に関連して、茶菓子、弁当その他これに類する 飲食に通常要する費用は、会議費となります。目安として一人当たり3,000円以下と言われています。会議には、 社内会議だけでなく、来客との商談・打合せも含まれます。飲み屋・バー等は認められません。お酒に関しては、 ビール1本ぐらいまではOKです。会議の報告書は必ず作成しておく必要があります。

交際費は企業にとって必要な経費です。しかし、法人税法上資本金1億円以下の法人は、年間交際費400万円 以下の10%が損金に算入されません。

その目的は企業の資本を充実させるため、冗費・乱費の抑制にあるといわれています。交際費は上手に使いま しょう!交際費について疑問点等がありましたら、当事務所までお問い合わせください。

日	曜日	
10	月	*源泉所得税・特別徴収住民税(8月分)の 納付期限
27	木	*個人消費税等の振替日
30	日	*7月決算法人の確定申告・納付期限 *8月分の社会保険料の納付期限 *1月決算法人の中間申告・納付期限

中村文昭氏よりあなたに感動を・

- 演題:人のご縁で、でっかく生きろ!

19年10月9日(火)

17:30

18:00 ~20:00すぎ

くらしき健康福祉プラザ5階